

安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「安芸高田市窓口支援業務委託」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務委託の名称

安芸高田市窓口支援業務委託

(2) 履行場所

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
(安芸高田市役所における本市が指示するスペース)

(3) 業務内容

別紙「安芸高田市窓口支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

2026年10月1日から2029年9月30日までとする。ただし、契約締結の翌日から2026年9月30日までは、業務を履行するための準備期間とする。

(5) その他

契約締結は、2026年8月下旬(予定)に行う。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

4 提案上限額

52,503,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

【内訳 2026年度8,750,500円、2027年度17,501,000円、2028年度17,501,000円、
2029年度 8,750,500円】

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって契約額や予定価格を示すものではない。なお、提案上限額を上回る金額による提案は失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 次の期間において、建設業者等指名除外要綱(平成16年安芸高田市訓令第77号)第2条第1項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。

公告の日から契約を締結した日まで

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 破産法（平成14年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 法人であること。
- (9) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (10) 自治体等において、同種業務又は類似業務の実績、及び本業務を遂行するに十分な能力を有していること。

6 スケジュール（予定）

実施期日	実施内容
2026年5月11日（月）	プロポーザル参加者の公募及び参加表明書受付開始
2026年5月20日（水）	質問受付期限
2026年5月22日（金）	質問に対する回答
2026年5月29日（金）	参加表明書等提出期限
2026年7月28日（火）	提案書等の提出期限
2026年8月上旬～中旬	プレゼンテーション審査
2026年8月中旬～下旬	審査結果の通知
2026年8月下旬	契約締結

7 関係書類の配布方法

- (1) 安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする。
URL <https://www.akitakata.jp/ja/>
- (2) 掲載期間
2026年5月11日（月）から
2026年5月29日（金）午後5時まで
- (3) 掲載資料
 - ア 安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領
 - イ 安芸高田市窓口支援業務委託仕様書
 - ウ 各種証明書発行事務等取扱件数
 - エ 安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザル企画提案書作成要領
 - オ 安芸高田市窓口支援業務委託公募型プロポーザル審査要領
 - カ 安芸高田市窓口支援業務委託公募型プロポーザル参加表明書等様式

8 説明会

説明会は実施しない。

9 提出書類・提出期限

提出書類		部数	提出期限
参加表明書（様式 1）		1 部	5 月 29 日（金）
質問書 ※メールで提出のこと			5 月 20 日（水）
申込者に関する資料	ア 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本 （発行後 3 か月以内のもの）	1 部	5 月 29 日（金）
	イ 定款の写し	1 部	
	ウ 直近 2 年度分の事業報告書	1 部	
	エ 直近 2 年度分の損益計算書又は決算書	1 部	
	オ 滞納のない旨の証明書（法人税と消費税及び地方消費税）	1 部	
	カ 滞納のない旨の証明書（市町村税）	1 部	
	キ 事業者の事業内容が分かるもの（パンフレット等も可）	1 部	
企画提案書	出力したもの	6 部	7 月 28 日（火）
業務マニュアルのサンプル		6 部	7 月 28 日（火）
見積書	正本	1 部	7 月 28 日（火）
	写し	5 部	
情報非公開希望申立書（様式 3） ※1		1 部	7 月 28 日（火）
プレゼンテーション出席者名簿（様式 4）		1 部	7 月 28 日（火）
プロポーザル参加辞退届（様式 5）		1 部	7 月 28 日（火）

※1 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

10 提出方法等

(1) 提出時間・提出方法

提出時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までに直接持参又は郵送で期限内（郵送の場合は必着）に提出すること。

なお、参加申込書を提出した事業者へは、市が参加資格を審査した後、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知する。

(2) 提出先

安芸高田市市民部市民課

(3) 特記事項

ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。

イ 提出期間内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。

- ウ 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類のうち企画提案書以外の書類は、返却しない。
- オ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

11 質疑・回答

(1) 提出期間

2026年5月11日（月）から2026年5月20日（水）

(2) 提出方法

質問書（様式2）により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市市民部市民課

メールアドレス：shimin(at)city.akitakata.jp ※(at)は@に置き換えてください。

電話番号：(0826) 42-5616

(4) 回答方法及び回答日

参加申し込みを受け付けた者からの質問で、業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

提出された質問に対する回答は、2026年5月22日（金）までに市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

12 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2026年8月上旬～中旬を予定 ※詳細については、別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市役所

(3) 出席人数

3名以内とする

(4) 提案時間

1者あたり40分以内（提案25分、質疑応答15分程度）

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて提案者にて準備すること。

(6) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとする。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

13 審査方法

安芸高田市窓口支援業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という。）及び仕様書等に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市窓口支援業務委託事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査する。

- (1) 設定した基準に基づいて、企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金

額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を1者選定する。

(2) 応募が1者の場合であっても審査を行う。

(3) 審査にあたっては、各評価委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。各委員のつけた「提案評価点」と「価格評価点」の各々の合計を計算し、「提案評価点」と「価格評価点」の合計をもって「総合評価点」とする。ただし、「提案評価点」の満点（450点）の6割以上の点（270点）を最低基準点とし、審査結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者又は応募が1者であったとしても、選定はしない。

	評価項目	評価事項	配点	
1	会社概要	(1) 会社概要及び財務状況	5	
2	業務実績	(1) 同種業務又は類似業務の受託実績 (2) 受託実績を当該業務への活用方法	10	
3	業務実施計画	(1) 業務に対する基本的な考え方 (2) 業務実施に向けたスケジュール (3) 業務マニュアルの整備 (4) 業務受託終了時の業務引継	10	
4	業務遂行体制	組織体制	(1) 業務責任者の配置と指揮命令系統の明確化 (2) 委託者との連絡調整及び現場のバックアップ体制 (3) 公金の取扱い方に関する考え方	10
		人員体制	(1) 適正かつ十分な業務従事者の配置 (2) 急な欠員や繁忙期に支障をきたさない体制	10
5	採用方針、雇用形態	(1) 業務従事者の採用計画、雇用保障 (2) 業務従事者の雇用条件や福利厚生への配慮 (3) 地元（市内）からの雇用への配慮	5	
6	業務遂行内容	(1) 市民サービス向上への取組 (2) 人材育成への取組 (3) 欠員の予防と対応 (4) 業務の拡張、制度変更等への対応	10	
7	個人情報保護対策	(1) 個人情報保護の管理 (2) 事故対応への体制 (3) 業務従事者への指導体制	10	
8	事業者の社会的責任への取組等	(1) 法令遵守の取組 (2) リスクマネジメントに対する考え方	10	
9	独自提案	(1) 独自で提案できる取組	10	
提案評価点			90	
10	価格	(1) 見積額、積算内容	10	
価格評価点			10	
評価点 = (提案評価点 + 価格評価点)			100	

ア 価格の評価点数（以下「価格点」という。）は、以下の計算により算出する。

価格評価点＝配点（満点の 10 点）×（最低見積価格※1÷見積価格※2）

※1…全提案者中最も低い見積価格 ※2…当該提案者の見積価格

最低見積価格者の価格点は満点となり、その他の者は計算結果に従い、見積価格に応じた価格評価点となる。（小数点以下切り捨て整数点とする）

イ 評価委員の評価項目ごとの評価点数の合計点を算出し、全評価委員の合計点をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定する。

(4) 評価委員の氏名については、公表しない。

(5) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(6) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

(7) 審査結果の通知後、市のホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、選定理由及び提案額

14 契約

(1) 評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

15 留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為

イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談

ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示

(3) 参加申し込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、2026 年 7 月 28 日（火）までにプロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。

(4) 委託料については、次のとおり委託開始をもって発生するものとし、契約締結時から業務の委託開始までの間については発生しない。

委託開始日 2026 年 10 月 1 日

(5) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については、契約締結事業者の負担とする。

(様式 1)

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

照合又は氏名

代表者職氏名

㊟

公募型プロポーザル参加表明書

安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり参加を申し込みます。

なお、本申込書の記載事項は事実と相違ないこと及び、当社が「安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領 5 参加資格」の要件をすべて満たしていることを誓約します。

この誓約に違反があった場合は、プロポーザルの提案、見積等が無効になることについて異議はありません。

【連絡担当者】

所属・職名

氏名

電話

E-mail

(様式 2)

質 問 書

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

商号又は名称

担当者名

電話番号

E-mail

提出期限：2026年5月20日（水） 午後5時まで

提出先：安芸高田市市民部市民課

E-mail：shimin@city.akitakata.jp

(様式3)

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

情報非公開希望申立書

提出した企画提案書等提出書類一式において、安芸高田市情報公開条例に基づく開示請求による公開が行われた場合に、事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため、次の部分において非公開を希望します。

非公開を希望する部分	利益が害される具体的な理由
<p>※ページ、箇所等を示すこと。</p> <p>※企画提案書等の非公開を希望する部分を黒塗りしたものを添付すること。</p>	<p>※事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあると認めるに足りる合理的な理由を具体的に記載すること。</p>

※非公開を希望する部分がない場合でも、「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出すること。

(様式 4)

年 月 日

安芸高田市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

プレゼンテーション出席者名簿

受付証番号		
事業者名		
出席者	所属・職名	氏名

(様式 5)

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

プロポーザル参加辞退届

年 月 日付けで申込みした安芸高田市窓口支援業務委託にかかる公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

【連絡担当者】

所属・職名

氏名

電話

E-mail